

保護者の皆様へ

実費徴収に係る補足給付費(副食に要する費用負担軽減)について

1 実費徴収に係る補足給付費の概要

私立幼稚園を利用する児童の給食費（主食費及び副食費）は、児童の年齢や世帯の市町村民税所得割額、世帯の状況によって取扱いや徴収の有無が異なります。

区分に応じて、以下の通知書を同封しております。

| 年齢   | 区分 | 通知書                                |
|------|----|------------------------------------|
| 満3歳  | 免除 | 保育料等無償化事業副食費免除通知書                  |
| 3歳児  | 免除 | 実費徴収に係る補足給付費（副食に要する費用負担軽減）認定決定通知書  |
| ～5歳児 | 徴収 | 実費徴収に係る補足給付費（副食に要する費用負担軽減）不認定決定通知書 |

市独自の子育て支援策により、免除へ！

【免除の対象となる児童（3歳以上）】

給食費（主食費及び副食費）を施設が徴収します。給食費の金額や支払方法等については、各施設へ御確認ください。

以下いずれかの条件に当てはまる場合は、副食費のみ徴収が免除されます。

- (1) 市町村民税所得割額が77,100円以下の世帯

(2) 小学校3年生までのきょうだいから数えて3子目以降の児童

【無償化の金額】

幼稚園が副食の提供に要した金額（各幼稚園によって異なります。）

上限：1か月あたり 5,100円

2 年度切替の時期

副食費の免除対象の判定は、4月分～8月分は前年度、9月分～翌年3月分は当該年度の市町村民税所得割額により算定しています。

| 令和8年度              |           | 令和9年度              |
|--------------------|-----------|--------------------|
| 4月分～8月分            | 9月分～翌年3月分 | 4月分～8月分            |
| 令和7年度の市町村民税所得割額で算定 |           | 令和8年度の市町村民税所得割額で算定 |

【問合せ先】鹿屋市こども政策課 保育幼稚園係（⑰番窓口）  
電話：0994-43-2111（内線:3146）